

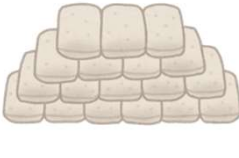
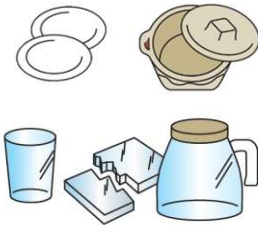
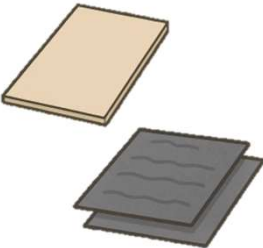
災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内(例)

注意事項

例を表示しています

- ・受付で本人確認証明書を提示してください。
- ・下記の廃棄物区分を参照のうえ、一種類のみで搬入してください。
(※混載して搬入の場合は、下ろすのに時間を要するため避けてください。)
- ・生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- ・冷蔵庫の中身(食品等)は燃やせるごみとして、通常のごみ収集日に
ごみステーションに出してください。
- ・場内は一方通行で、最徐行で走行してください。
- ・ごみは持ち込んだ方が自分で下ろしてください。(職員等はお手伝いできません)
- ・不明点は、場内の担当者に質問してください。

●廃棄物受入区分

①可燃ごみ (布類、紙類、プラスチック類等) 	②可燃粗大 (木製家具、ソファ、木材、木くず等) 	③土砂混じりがれき (土砂、土のう袋等) 	④畳、布団類 (畳、布団、マットレス等) 	⑤危険ごみ (ガラス、陶磁器等) 
⑥ブロック類 (コンクリートブロック、瓦等) 	⑦石膏ボード類 (石膏ボード、スレート板等) 	⑧家電4品目、パソコン (冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン) 	⑨不燃粗大 (家電4品目以外の家電、スチール家具、金属くず等) 	⑩処理困難物 (消火器、ガスボンベ、農薬、バッテリー、有害ごみ等) 

場 所:〇〇市仮置場 ※最新の情報は市ホームページを確認してください。

開設期間:〇〇月〇〇日まで 00:00~00:00

高齢者世帯数で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター
(TEL:000-000-0000)へ相談してください。

【問い合わせ先】東広島市 廃棄物対策課 TEL:082-420-0926

仮置場レイアウト(例)

例を表示しています

